

## 仕 様 書

1 件 名 長期継続契約固定資産税システム用機器賃貸借契約

2 納入場所 受注者が指定するデータセンター及び資産税課

3 機器構成 別紙のとおり。

4 端末環境設定作業等

(1) 本調達機器をグループウェア端末として使用可能な状態とするための各種ソフトウェアのインストールや設定等については、情報企画課の指示を受け必要な作業を実施すること。

(2) 受注者は、情報企画課と調整の上、端末環境設定用マスタイメージを次の手順により作成のうえ全台に展開すること。マスタイメージ作成に当たり受注者が実施する作業内容については、事前に情報企画課に協議し、承諾を得てから実施すること。なお、本作業に関して、受注者は必要に応じて情報企画課に技術支援を行うこと。

ア 情報企画課が雛形パソコンを作成するので、受注者は使用する機器一式をオペレーティングシステム（以下「OS」という。）をインストールした状態で情報企画課へ引渡すこと。

イ 情報企画課は、マスタイメージに用いることのできる範囲の各種ソフトウェアのインストール及びセキュリティ等に係る設定作業を実施し雛形パソコンを作成する。情報企画課における作業期間は7日程度を予定しているので、受注者は全体作業スケジュールに見込んでおくこと。

ウ 受注者は、情報企画課から雛形パソコン完成の連絡を受けた場合、当該機器一式を回収し、雛形パソコンを基にSysprep等によりWindowsのセキュリティ識別子（SID）等のユーザ情報やライセンス情報を削除し、クローニングできる状態としたうえで端末環境設定用マスタイメージを作成すること。また、マスタイメージの記憶媒体は、受注者が用意することとし、契約期間中は保守対応等において使用するものとして適切に管理し、契約期間終了後は本調達機器等と同様に措置すること。

エ 受注者は、マスタイメージの設定をクローニング等の方法により全台に展開すること。

(3) 受注者は、マスタイメージ展開後、情報企画課からマスタイメージに含むことのできない業務アプリケーション（資産管理ソフト、ユーザ認証ソフト等）のインストールや各種設定（ホスト名、IPアドレス等）を確認の上、個別の設定作業を実施すること。また、行政ネットワークへの接続を前提とする作業については、設置場所にて作業実施するものとし、ネットワーク接続を要しない作

業については、設置前又は設置時のいずれかに実施すること。また、設置場所での作業実施に際して、情報企画課が端末の遠隔操作又は管理サーバ側で作業実施する設定作業があることから、作業日程について事前に情報企画課と調整しておくこと、なお、作業に際しては情報企画課と連携の上作業実施すること。

- (4) 本調達機器とは別調達のユーザ認証デバイスは、発注者から設置前に必要数量受取り、端末設置時に他の周辺機器と同様に接続設定を行うこと。なお、ユーザ認証デバイスを使用するためのソフトウェアも別調達であるが、インストール作業は情報企画課が雛形パソコン作成の際に実施する。
- (5) コンピュータ名を印字したラベルを作成の上、本体及びディスプレイに貼付すること。なお、ラベルと本体及びディスプレイのシリアル番号（製造番号）、本体のコンピュータ名を対応させた端末管理一覧表をエクセルデータにて提出すること。
- (6) NASについては、既存のNASに保存されているデータの移行作業を行うこと。
- (7) NASについては、受注者のファシリティを具備したデータセンターに5年間ハウジングすることとする。

## 5 納入・運用要件

- (1) 故障が生じた場合、速やかに正常な状態で作動するよう回復させること。また、保守業務に係る消耗品及び故障箇所修復に係る部品の費用は、受注者の負担とすること。
- (2) 賃貸借期間終了後、機器の引き上げ（搬出・撤去）は受注者が行うこと。また、機器に格納されていたデータは、完全に消去の上、消去証明書を発注者に納品すること。
- (3) その他疑義が生じた場合は、発注者（担当者）と相談すること。